

## 注 文 書

- 1 契 約 番 号 2024000601
  
- 2 契 約 名 空調機械設備保全（本院）
  
- 3 履 行 場 所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
  
- 4 履 行 期 限 令和7年3月23日
  
- 5 別 添 書 類
  - （1）仕様書
  - （2）参考明細書
  - （3）機器計画書
  
- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

# 仕 様 書

## 1 名称

空調機械設備保全（本院）

## 2 履行場所

大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号）

## 3 対象設備

- (1) 外気調和機 22台（別表1参照）
- (2) 排風機 8台（別表2参照）

## 4 業務内容

外気調和機について、下記項目の保全を実施する。

- (1) 外気調和機
  - (ア) 分解整備・清掃,
  - (イ) ベアリング交換
  - (ウ) Vベルト交換
  - (エ) 組込・芯出し
  - (オ) 試運転
  - (カ) 絶縁抵抗測定（整備前／後）
  - (キ) 振動測定（整備前／後）
- (2) 排風機
  - (ア) 分解整備・清掃
  - (イ) ベアリング交換
  - (ウ) 組込・クリアランス確認
  - (エ) 試運転
  - (オ) 絶縁抵抗測定（整備前／後）振動測定（整備前／後）

## 5 履行期限

令和7年3月23日

## 6 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。  
なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必

要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

## 7 その他

- (1) 点検日程は発注者と協議の上決定すること。
- (2) 受注者は、業務が完了したときは速やかにその旨を発注者に給付完了通知書等で通知すること。なお、通知の際に報告書及び実施前、実施中、実施後が確認できる実施状況写真を添付すること。
- (3) 受注者は、業務の完了を確認するための検査に合格した後に、請求書を発注者へ提出すること。発注者は、受注者からの請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。







